

【別紙】振込口座変更依頼書の提出先について

給付種別	提出する時期		備考
	毎月の申請書 提出締切日まで	それ以降	
療養費 (補装具、一般診療、海外療養費)	広域連合	広域連合	
療養費 (入院時食事代差額)	広域連合	広域連合	
高額介護合算療養費	広域連合	広域連合	
高額療養費	国保連合会（電算管理課） ※月次送付分の申請書に同封	広域連合	
高額療養費 (外来年間合算)	広域連合	広域連合	
葬祭費	広域連合	広域連合	

※振込口座変更依頼書が提出される主な理由としては、①振込不能に伴う口座変更 ②申請者死亡に伴う口座変更 が想定されるが、②の場合、申請書（及び申立書）の再提出が必要となるため、振込口座変更依頼書による手続きはない。

※高額療養費においては、初回申請後は申請不要という制度設計上、上記①、②のほか、③本人都合による口座変更 が想定される。

※高額療養費においては、振込口座変更依頼書のほか、支給申請書を提出することにより口座変更を行なうことも可能となっていることから、対象の申請書が初回申請目的であるか口座変更目的であるかを判別することが困難である。そのため、毎月の申請書提出締切日までに提出されるものについては、国保連合会に送付し、それ以降に提出されるものについては広域連合に送付することとする。